

嬬恋村家計応援商品券取扱マニュアル

(取扱店用)

1. 事前準備 ~商品券関連用品が届いたら~

○ステッカーをお客様から見やすい場所に掲示してください。

2. 商品券を受け取る ~お客様から商品券を受け取ったら~

○商品券の見本と比べて不審な点がないか確認する。

○商品が 1,000 円以下の場合でもお釣りは出さない。

○換金性の高いものや「たばこ」の購入には使用できません。
(商品券、ビール券、図書カード、切手、プリペイドカードなど)

○商品券の裏面に店舗名・使用日を記入(店舗名のゴム印も可)。

3. 換金する ~商品券をお金に換える~

○商品券の換金手続きは役場未来創造課でお願いします。

役場未来創造課に持参するもの

- ・お客様から受け取った商品券
- ・嬬恋村家計応援商品券換金請求書

※店舗名については、社判（ゴム印）の押印でもかまいません。

※取扱店証明書に記載されている「取扱店 NO」の記入もお忘れなく。

※換金請求書は次の URL からダウンロードできます。

<https://www.vill.tsumagoi.gunma.jp/www/contents/1768265148415/simple/seikyuusyo.xlsx>

○役場からの支払いについては 4 月 1 日以降となります。

手続き終了後、1 ~ 2 週間程度で指定の口座に振り込まれます。

※(請求日により前後します)

○換金請求期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 10 月 30 日まで。

※3 月中に取扱のあった商品券の換金請求については 4 月 1 日以降の日付で請求ください。

※期限が過ぎた場合はいかなる理由があっても換金できません。

〒377-1692

群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前 110

嬬恋村役場 未来創造課

☎ 0279-96-1257

嬬恋村家計応援商品券事業に関する基本事項

1. 商品券の名称等

名 称：嬬恋村家計応援商品券【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業】
発 行 者：嬬恋村

2. 実施期間等

(消費者側)

商品券による買い物可能期間

令和8年3月1日～令和8年9月30日まで

(取扱店側)

商品券換金請求可能期間

令和8年4月1日～令和8年10月30日まで

※この期間を過ぎますと換金できませんので、必ずこの期間内において
役場未来創造課で換金手続きを終了して下さい。

※3月中の取扱分につきましては請求書の日付を4月1日以降にして請求くだ
さいますようお願い致します。お支払いは4月1日以降となります事をご了承
くださいますようお願いいたします。

3. その他

この事業の取扱店募集時にお示しした「嬬恋村家計応援商品券取扱店募集要領」
に記載された事項に違反する行為、及びこの事業の趣旨に著しく逸脱した行為等があつ
た場合は、取扱店の取り消しを行うことがありますことをご留意下さい。